

証券コード 9276  
令和4年6月14日

株主各位

愛媛県松山市松前町二丁目6番地11

アザース株式会社

代表取締役 中川 周平

## 第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和4年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- |         |   |                                            |
|---------|---|--------------------------------------------|
| 1. 日    | 時 | 令和4年6月29日（水曜日）午後2時                         |
| 2. 場    | 所 | 愛媛県松山市松前町二丁目6番地11<br>当社本社会議室               |
| 3. 目的事項 |   |                                            |
| 報告事項    |   | 第15期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）<br>事業報告の内容報告の件 |
| 決議事項    |   |                                            |
| 第1号議案   |   | 第15期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）<br>計算書類承認の件    |
| 第2号議案   |   | 定款の一部変更の件                                  |
| 第3号議案   |   | 取締役3名の選任の件                                 |
| 第4号議案   |   | 監査役1名の選任の件                                 |
| 第5号議案   |   | 取締役の報酬額改定の件                                |

以 上

◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.az-earth.com/>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に鑑み、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない可能性があります。満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りすることになりますので、あらかじめご承知くださいますようお願いいたします。

(添付書類)

## 事業報告

〔 令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで 〕

### 1. 株式会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国の経済は、前年から続く世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等により、内外経済が大幅に悪化する中で推移いたしました。日本政府による特別定額給付金やワクチン接種の推進等により景気は緩やかに持ち直しの動きはみられたものの、国内での感染拡大への懸念がおさまる気配はなく、依然として先行き不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、政府および各自治体からの会食の自粛要請や営業時間短縮要請によって来店客数が減少し、厳しい経営環境が続いております。

このような環境下にあって当社は、従業員の出勤前検温の実施、手洗い・手指消毒の励行、マスクを着用するなど、従業員の健康維持につとめるとともに、接客をはじめとした店舗力底上げを最重要課題とし、既存メニューの品質改善に継続して取り組み、生産性の維持・向上をはかりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は140,234千円(前年同期比10.1%減少)、営業損失は22,592千円(前事業年度は営業損失1,200千円)、経常損失は2,967千円(前事業年度は経常利益5,007千円)、当期純損失は9,055千円(前事業年度は当期純利益4,254千円)となりました。

#### (2) 資金調達の状況

##### ① 新株発行による資金調達

該当事項はありません。

##### ② 借入による資金調達

該当事項はありません。

#### (3) 設備投資の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、国内外において、複数ブランド、複数店舗のラーメン専門を展開しています。「食文化を提案する」を経営理念とし、急速な事業展開をはかるのではなく、地域に文化として支持される店づくりを目指しています。例えば、原材料等に無理に地場の特産物を使うということではなく、その土地で長く愛される味を守り継ぐことが当社の使命と考えます。同時に、会社も店も「人」が命と考えます。「共に働く仲間」の環境が良くなければ、顧客に満足を与えることはできないという信念のもと、飲食業界の慣例・常識を打ち破り、むしろその飲食業界から労働環境の整備、働き方の改革を推し進めていくことに挑戦しています。

このように、何よりまずスタッフのことを考え、「従業員が休日に食べにくる店」づくり、「自分の子供に食べさせたいメニュー」、「家族に自慢したくなる商品・サービス」づくりに取り組んでいます。そのためにも、単に味や素材にこだわる商品づくりではなく、長く愛される味、何度も食べに来ることのできるメニュー構成、体が喜ぶ素材選びが必須であると考えています。

他方、顧客においては、リピート顧客が安心して食べに来ることのできる店づくりを明確に打ち出しています。幹線道路のロードサイドのような、目立たせ、沢山の一眼客を集める店舗展開ではなく、メインストリートからあえて外れた、いわば「路地裏」の立地を選ぶことによって、リピート客が足を運びやすい環境づくりを目指しています。以上のように、当社は、代表である中川周平の明確なビジョン・哲学ならびにキャラクター性を通じて、目先の自社利益のみを追うのではなく、当社が、地域社会や食文化、社会のライフワークバランスのあり方に長期的に貢献することにより、結果的に長く愛されるサービスを提供していくことを根本の経営方針として掲げ、また掲げた方針そのものが当社の強みであると考えます。

そのような当社経営方針に共感いただき、現在、国内、国外を含め、様々なパートナー企業が、当社の商品・サービスをフランチャイズ展開する、あるいはしようとしているのであり、ミシュランガイドに代表される第三者機関の評価や、何より多くの顧客の支持という大きな成果を得ることができていると考えています。

一方、当社を取り巻く外食産業の外部環境においては、昨年から続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大が依然として経済活動に多大な影響を与えており、厳しい経営環境が続くものと予想されます。新型コロナウイルス感染症収束の時期は未だ不透明であります。常に不測の事態に備え、全社一丸となって現況を乗り越えることに注力します。

また営業面においては、お客様・従業員の安全に最大限配慮した店舗運営体制に取り組んでまいります。

その上で、各事業においては以下のとおり取り組んでまいります。

##### ① 国内直営事業基盤の強化

当事業年度（令和4年3月期）は新規出店を実施せず、既存店の基盤固めに注力しました。翌事業年度（令和5年3月期）におきましても、直営店の新規出店は計画しておらず、新型コロナウイルス感染症の動向を見極めながら引き続き既存店の基盤固めに注力します。

##### ② 海外FC店の事業展開

当事業年度は令和4年3月にアメリカ合衆国カリフォルニア州での新規FC店開設の契約を締結しました。令和4年度中のオープンに向けて鋭意準備を進めているところです。新型コロナウイルス感染症の動向を見極めつつも、今後も大きな方向性としては欧米地域及びアジア地域への展開を視野に入れて調査・準備を進めてまいります。

③ 人材の採用・教育

店舗力向上のためには人材こそ何より大切であると考えており、国内外問わず、人材採用の強化を継続して行っておりまいます。また人材教育におきましては、企業理念の理解の深耕、商品知識・衛生知識の向上や、サービス力の向上、店舗マネジメント手法の習得などを、自社マニュアル及び現場でのOJTにより推進してまいります。

(5) 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                                   | 第 12 期<br>平成 31 年 3<br>月 期 | 第 13 期<br>令和 2 年 3 月<br>期 | 第 14 期<br>令和 3 年 3 月<br>期 | 第 15 期<br>令和 4 年 3 月<br>期<br>当事業年度 |
|---------------------------------------|----------------------------|---------------------------|---------------------------|------------------------------------|
| 売 上 高 ( 千 円 )                         | 194,536                    | 194,498                   | 156,015                   | 140,234                            |
| 経常利益又は経常損失(△) ( 千 円 )                 | 1,159                      | 4,791                     | 5,007                     | △2,967                             |
| 当期純利益又は当期純損失(△) ( 千 円 )               | 2,263                      | 3,556                     | 4,254                     | △9,055                             |
| 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失(△)<br>( 円 ) | 8.81                       | 13.84                     | 16.55                     | △35.24                             |
| 純 資 産 ( 千 円 )                         | 53,532                     | 57,088                    | 61,342                    | 52,286                             |
| 総 資 産 ( 千 円 )                         | 139,072                    | 137,097                   | 192,849                   | 166,466                            |
| 1 株 当 たり 純 資 産 ( 円 )                  | 208.30                     | 222.13                    | 238.69                    | 203.45                             |

(注) 当社は、平成 30 年 7 月 30 日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成 30 年 7 月 31 日付で普通株式 1 株につき 1,000 株の株式分割を行いました。第 11 期年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益金額を算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、ラーメンを主力商品とする寡品目特化型の飲食店事業を営んでおり、メニューや運営形式の違いによる複数のブランドで、創業地の愛媛県を中心に国内・国外に店舗を展開しております。運営形式は、直営店とフランチャイズ店に分かれ、フランチャイズ展開においては、のれん、レシピ、運営ノウハウ提供によるロイヤリティの他、店舗に対する原材料の提供も収益事業化しています。

(8) 主要な営業所及び使用人の状況

① 営業所 (令和 4 年 3 月 31 日現在)

| 名称  | 所在地    |
|-----|--------|
| 本 社 | 愛媛県松山市 |

② 使用人の状況 (令和 4 年 3 月 31 日現在)

| 従業員数        | 平均年齢   | 平均勤続年数   |
|-------------|--------|----------|
| 10 名 (37 名) | 35.0 歳 | 4 年 6 ヶ月 |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を ( ) 外数で記載しております。

(9) 主要な借入先及び借入額（令和4年3月31日現在）

| 借入先          | 借入額（千円） |
|--------------|---------|
| 株式会社日本政策金融公庫 | 54,496  |
| 株式会社愛媛銀行     | 33,251  |

(10) その他株式会社の現況に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式数 1,000,000 株  
(2) 発行済株式の総数 257,000 株  
(3) 当事業年度末の株主数 4 名  
(4) 大株主の状況

令和4年3月31日現在

| 株主名                        | 持株数       | 持株比率   |
|----------------------------|-----------|--------|
| 中川 周平                      | 149,900 株 | 58.33% |
| 投資事業有限責任組合えひめベンチャーファンド2013 | 57,000 株  | 22.18% |
| 稲葉 修一                      | 50,000 株  | 19.45% |
| 株式会社 Shift                 | 100 株     | 0.04%  |

(5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

| 地位    | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-------|-------|--------------|
| 代表取締役 | 中川 周平 | —            |
| 取締役   | 稲葉 修一 | 管理部長         |
| 取締役   | 高島 吉浩 | FC事業部長       |
| 監査役   | 兼頭 一司 | —            |

（注）兼頭一司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 役員区分  | 報酬等の総額<br>（千円） | 報酬等の種類別の総額（千円） |         |        | 対象となる役<br>員の員数（人） |
|-------|----------------|----------------|---------|--------|-------------------|
|       |                | 基本報酬           | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |                   |
| 取締役   | 17,760         | 17,760         | —       | —      | 3                 |
| 社外監査役 | 600            | 600            | —       | —      | 1                 |
| 計     | 18,360         | 18,360         | —       | —      | 4                 |

（注）1. 取締役の金銭報酬の額は、平成29年6月27日開催の定時株主総会において年額2,000万

円以内（うち社外取締役 80 万円以内とし、使用人兼務役員に係る使用人分給与を含まないものとする。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は 3 名（うち、社外取締役は 0 名）です。

2. 監査役の金銭報酬の額は、平成 29 年 6 月 27 日開催の定時株主総会において年額 100 万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は 1 名です。

#### 4. 社外役員等に関する事項

- (1) 社外役員の重要な兼職の状況及び当社との関係  
該当事項はありません。

- (2) 当事業年度における主な活動状況

| 地位  | 氏名     | 主な活動状況                                         |
|-----|--------|------------------------------------------------|
| 監査役 | 兼頭 一 司 | 当事業年度開催のすべての取締役会に出席し、適時議案審議及び監査に必要な発言を行っております。 |

- (3) 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。

# 貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部   |         | 負 債 の 部           |         |
|-----------|---------|-------------------|---------|
| 科 目       | 金 額     | 科 目               | 金 額     |
| 流動資産      | 99,852  | 流動負債              | 35,823  |
| 現金及び預金    | 90,291  | 買掛金               | 4,736   |
| 売掛金       | 6,486   | 一年内返済予定の長期借入金     | 16,332  |
| 商品        | 280     | 未払金               | 2,014   |
| 原材料及び貯蔵品  | 1,259   | 未払費用              | 4,182   |
| 前渡金       | 59      | 未払法人税等            | 104     |
| 前払費用      | 370     | 前受金               | 2,308   |
| その他       | 1,254   | 加盟店売上預り金          | 5,550   |
| 貸倒引当金     | △150    | 前受収益              | 343     |
|           |         | その他               | 251     |
| 固定資産      | 66,614  | 固定負債              | 78,356  |
| 有形固定資産    | 52,129  | 長期借入金             | 71,415  |
| 建物        | 23,332  | 退職給付引当金           | 3,005   |
| 構築物       | 3,201   | 加盟店預り保証金          | 3,000   |
| 機械及び装置    | 0       | その他               | 936     |
| 車両運搬具     | 2,686   | 負 債 合 計           | 114,179 |
| 工具、器具及び備品 | 480     | 純 資 産 の 部         |         |
| 土地        | 22,428  | 株主資本              | 52,286  |
| 無形固定資産    | 17      | 資本金               | 14,959  |
| ソフトウェア    | 17      | 資本剰余金             | 4,959   |
| 投資その他の資産  | 14,466  | 資本準備金             | 4,959   |
| 長期前払費用    | 532     | 利益剰余金             | 32,368  |
| 繰延税金資産    | 2,822   | その他利益剰余金          | 32,368  |
| 保険積立金     | 9,739   | 繰越利益剰余金           | 32,368  |
| その他       | 1,373   | 純資産合計             | 52,286  |
| 資 産 合 計   | 166,466 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 166,466 |

## 損 益 計 算 書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額    |         |
|--------------|--------|---------|
| 売上高          |        | 140,234 |
| 売上原価         |        | 50,372  |
| 売上総利益        |        | 89,861  |
| 販売費及び一般管理費   |        | 112,454 |
| 営業損失         |        | △22,592 |
| 営業外収益        |        |         |
| 受取利息         | 9      |         |
| 助成金収入        | 17,998 |         |
| 賃貸収入         | 3,744  |         |
| その他          | 276    | 22,028  |
| 営業外費用        |        |         |
| 支払利息         | 28     |         |
| 賃貸費用         | 2,365  |         |
| その他          | 9      | 2,403   |
| 経常損失         |        | △2,967  |
| 特別損失         |        |         |
| 減損損失         | 7,818  | 7,818   |
| 税引前当期純損失     |        | △10,785 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 209    |         |
| 法人税等調整額      | △1,939 | △1,729  |
| 当期純損失        |        | △9,055  |

## 株主資本等変動計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

|          | 株主資本    |           |                 |              |                 |            | 純資産<br>合計 |
|----------|---------|-----------|-----------------|--------------|-----------------|------------|-----------|
|          | 資本金     | 資本剰余金     |                 | 利益剰余金        |                 | 株主資本<br>合計 |           |
|          |         | 資本<br>準備金 | 資本<br>剰余金<br>合計 | その他<br>利益剰余金 | 利益<br>剰余金<br>合計 |            |           |
|          |         |           |                 | 繰越<br>利益剰余金  |                 |            |           |
| 当期首残高    | 14, 959 | 4, 959    | 4, 959          | 41, 424      | 41, 424         | 61, 342    | 61, 342   |
| 当期変動額    |         |           |                 |              |                 |            |           |
| 当期純損失(△) |         |           |                 | △9, 055      | △9, 055         | △9, 055    | △9, 055   |
| 当期変動額合計  | —       | —         | —               | △9, 055      | △9, 055         | △9, 055    | △9, 055   |
| 当期末残高    | 14, 959 | 4, 959    | 4, 959          | 32, 368      | 32, 368         | 52, 286    | 52, 286   |

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

| 項 目             | 当事業年度<br>令和3年4月1日から令和4年3月31日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 棚卸資産の評価基準及び評価方法 | 商品、原材料及び貯蔵品<br>最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 固定資産の減価償却方法     | (1) 有形固定資産<br>定率法（ただし、建物並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。<br>(2) 無形固定資産<br>定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）にわたり償却しております。                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 引当金の計上基準        | (1) 貸倒引当金<br>債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。<br>(2) 退職給付引当金<br>従業員に対する退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると見込まれる額を計上しております。<br>退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。                                                                                                                                 |
| 収益及び費用の計上基準     | 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。<br>① 直営店事業<br>直営店事業においては、主にラーメン・つけ麺等の販売を行っております。このような商品の販売については顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。<br>② F C事業<br>F C事業においては、国内・海外のフランチャイズ加盟店に対してのれん・レシピ・運営ノウハウ提供及び原材料・備品の提供・販売を行っております。フランチャイズ加盟店への原材料等提供・販売に係る収益については、原材料等を引き渡した時点で認識しております。また、フランチャイズ契約時に受け取る加盟金については、契約期間にわたり履行義務が識別されることから、契約期間内の経過期間に応じて収益を認識しております。 |

### 2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、当該会計方針の変更による影響は軽微です。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 令和元年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 令和元年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 41,929 千円

(2) 担保に供している資産及び債務

① 担保に供している資産

建物 15,750 千円

土地 22,428 千円

計 38,179 千円

② 担保に係る債務

1 年内返済予定の長期借入金 3,096 千円

長期借入金 25,864 千円

計 28,960 千円

### 4. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の数

普通株式 257,000 株

### 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金及び貸倒引当金であります。

### 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

### 8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                     | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|---------------------|------------------|------------|------------|
| 長期借入金 (1 年内返済予定を含む) | 87,747           | 87,001     | △745       |
| 負債計                 | 87,747           | 87,001     | △745       |

(※) 以下の注記は省略しております。

現金並びに短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等及び加盟店売上預り金

(2) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分                | 時価（千円） |        |      |        |
|-------------------|--------|--------|------|--------|
|                   | レベル1   | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 長期借入金（1年内返済予定を含む） | —      | 87,001 | —    | 87,001 |
| 負債計               | —      | 87,001 | —    | 87,001 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 9. 資産除去債務に関する注記

当社は、オフィス及び直営店事業における店舗の不動産賃借契約に基づき、オフィス等の退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

## 10. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、愛媛県今治市において、令和2年1月1日より賃貸用の店舗（土地を含む。）を有しております。令和4年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,378千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

（単位：千円）

| 貸借対照表計上額      |              |              | 期末時価   |
|---------------|--------------|--------------|--------|
| 当事業年度<br>期首残高 | 当事業年度<br>増減額 | 当事業年度末<br>残高 |        |
| 40,071        | △1,892       | 38,179       | 32,969 |

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。  
2. 期末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。

#### 11. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

#### 12. 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産   | 203円45銭 |
| 1株当たり当期純損失 | △35円24銭 |

#### 13. 収益認識に関する注記

##### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|                       | 報告セグメント |        |         |
|-----------------------|---------|--------|---------|
|                       | 直営店事業   | FC事業   | 計       |
| 一時点で移転される財及びサービス      | 98,499  | 33,515 | 132,015 |
| 一定の期間にわたり移転される財及びサービス | —       | 8,219  | 8,219   |
| 顧客との契約から生じる収益         | 98,499  | 41,734 | 140,234 |
| 外部顧客への売上高             | 98,499  | 41,734 | 140,234 |

##### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権の残高

(単位：千円)

|                     | 当事業年度 |
|---------------------|-------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 4,676 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 6,486 |

#### 14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 監査役の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

私は、令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの第１５期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (１) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (２) 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (３) 計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和４年５月３１日

アザース株式会社  
監査役 兼頭 一司



## 株主総会参考書類

### 議案に関する参考事項

#### 第1号議案 第15期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）計算書類承認の件

会社法第438条第2項に基づき、当社第15期の計算書類のご承認をお願いするものであります。議案の内容につきましては、添付書類（7頁から12頁まで）に記載のとおりであります。取締役会といたしましては、第15期の計算書類が、法令及び定款に従い、会社財産及び損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

#### 第2号議案 定款の一部変更の件

##### 1. 変更の理由

（1）「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

（2）当社の役付取締役新たに副社長を設けるため、第21条第2項に追記するものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

| 現 行 定 款                                                                                                                  | 変 更 案   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| （株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）<br>第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネット | （ 削 除 ） |

|                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>を利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>( 新 設 )</p>                                                                          | <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p><u>2 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>( 新 設 )</p> | <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p><u>2 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p><u>1. 現行定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第 15 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過し</u></p> |

|  |                                            |
|--|--------------------------------------------|
|  | た日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。 |
|--|--------------------------------------------|

### 第3号議案 取締役3名の選任の件

本総会終結の時をもって取締役3名全員が任期満了となりますので、あらためて取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者はつぎのとおりであります。

| 番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|----|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1  | 中川周平<br>(昭和51年3月4日生)  | 平成17年11月 麵鮮醤油房周平オープン<br>平成19年6月 当社設立 代表取締役(現任)                                                                                                                                            | 149,900株            |
| 2  | 稲葉修一<br>(昭和51年1月30日生) | 平成21年7月 当社入社<br>平成21年11月 つけめん真中三津店 副店長<br>平成24年8月 当社取締役統括本部長就任(現任)                                                                                                                        | 50,000株             |
| 3  | 高島吉浩<br>(昭和52年3月10日生) | 平成21年1月 当社入社<br>平成21年6月 つけめん真中三津店 店長<br>平成22年11月 つけめん真中綾川店 店長<br>平成24年1月 当社退社<br>平成24年2月 香港 Advance Top Limited 入社<br>令和2年2月 スロバキアCCS-Cargo Customs Service s.r.o入社<br>令和2年6月 当社取締役就任(現任) | 一株                  |

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

### 第4号議案 監査役1名の選任の件

| 番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|----|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1  | 兼頭一司<br>(昭和46年6月23日生) | 平成9年4月 凸版印刷株式会社入社<br>平成17年4月 松下政経塾入塾<br>平成20年10月 株式会社しまの会社設立 代表取締役就任(現任)<br>平成27年10月 株式会社空と海設立 代表取締役就任(現任)<br>平成29年6月 当社監査役就任(現任) | 一株                  |

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

## 第5号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の金銭報酬の額は、平成29年6月27日開催の定時株主総会において年額2,000万円以内（うち社外取締役80万円以内とし、使用人兼務役員に係る使用人分給与を含まないものとする。）とご決議頂き今日に至っておりますが、その後の経済情勢や経営環境の変化及び諸般の事情を勘案のうえ、今回取締役の報酬額を年額5,000万円以内（うち社外取締役80万円以内とし、使用人兼務役員に係る使用人分給与を含まないものとする。）と改定させていただきたいと存じます。

以 上